

外国人労働者問題啓発月間に併せて、県内において外国人技能実習生を受け入れる団体、事業場向けに特別セミナーを県内3か所（県北・県央・県南地域）で開催しました



（県北地区会場（黒磯公民館）においてセミナーの冒頭挨拶をする西本監督課長）



（県北地区会場（黒磯公民館）のセミナーで安全衛生の確保について説明する須藤指導員）



（県央地区会場（総合コミュニティセンター（男女共同参画推進センター）のセミナーで労働条件の確保について説明する大貫監察官）

栃木労働局では、6月の外国人労働者問題啓発月間に併せて、県内において外国人技能実習生を受け入れる団体や事業場向けに特別セミナーを開催しました。

6月18日（木）に県北地域（黒磯公民館）、24日（水）に県南地域（栃木県庁小山庁舎）、25日（木）に県央地域（総合コミュニティセンター（男女共同参画推進センター））においてそれぞれ開催しました。

セミナーの冒頭、西本監督課長が出席者への挨拶の中でセミナーを開催した経緯や労使トラブルを未然に防止する必要性や重要性について説明がありました。

セミナーの中では、外国人労働者であっても国内で働く場合には、労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法等をはじめとする労働基準関係法令の適用があり、事業場は遵守する必要があることや外国人労働者の言葉や習慣、文化の違い等を理解し配慮する必要があること等を中心に説明をしました。

特に、トラブルを防止するために母国語を併記した労働条件通知書の交付の推奨や通訳を介して母国語で労働条件を理解してもらうことや安全な作業を行ってもらうための留意すべき点を十分説明し理解してもらうことがトラブルや労働災害の防止に重要であること

についても説明しました。栃木労働局では今後とも外国人労働者の労働条件確保に努めてまいります。